

News Letter

2022
May
Vol.207

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [情報を伝える力](#)
- ・ [Plaza-i 共通機能おさらい](#)
- ・ [ポモドーロ・テクニック](#)
- ・ [Plaza-i サービス業販売管理システムの新機能ご紹介](#)
- ・ [カタカナ語の使用について](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [時価算定基準の導入について](#)
- ・ [上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し](#)

II 情報を伝える力

文部科学省後援の検定試験として「情報検定（J検）」（一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団）という検定試験があり、その中に「情報デザイン試験」という試験科目があります。

情報技術に関する資格試験としては情報処理推進機構（IPA）の「情報処理技術者試験」がよく知られていますが、「J検」の方は主に学生向けとされており、試験区分として、いわゆる情報技術としての「情報を創る力」「情報を活用する力」に加えて、「情報を伝える力」（「情報デザイン力」）という試験科目が設定されています。

情報を伝えるためのプロセスとして、「情報デザインの理解」「情報の収集と整理」「問題解決と発想」「情報の構造化と表現」「情報の伝達と評価」があり、これらのプロセスでは「分析力」「論理力」「表現力」「提案力」が必要とされ、これらを総じて「情報デザイン力」として、ことさら昨今の情報化社会においては、コミュニケーション能力そのものと言いかえることができます。

Plaza-i に関する業務活動の場面を振り返ってみると、例えば、営業活動における製品デモや商談、導入段階におけるCRP／基本設計、カスタマイズ設計（要件整理や開発仕様の合意）、導入スケジュール、作業方針や作業手順の説明、操作トレーニングやセットアップ、サポート関連のお問い合わせの回答、アプリケーション開発現場での開発仕様の作成、製品リリース、マーケティング活動（潜在顧客への情報発信）など、業務活動のあらゆる場面で、その活動の成否（目的達成）に、「情報デザイン」が必要かつ重要であるこ

とが理解できるところです。

こうした日頃の業務活動の中で、「説明や資料が分かりやすい／分かりにくい」、「問題が解決した／解決しない」といったやり取りや帰結がよく見聞きされ、その多くは「相手に情報を伝える」ことの「良し／悪し」に起因しているものと思われます。

「情報を伝える」という根源的な活動を改善、改良することで、相応の業務（業績）改善効果が期待でき、「情報デザイン」としてその方法論が体系的に整理されているところに、大きな意義を見出すことができます。

また、活動の内容にかかわらず、「情報の受け手」が特定の少数か、不特定の多数か、事前知識や情報をどの程度共有しているか、双方の時間・コスト・場所等の制約によっても、適切な情報の表現方法や伝達方法が変わってくるものが感覚的にも理解でき、「情報デザイン」の必要性、重要性を認識することができます。

「情報デザイン」は、美術・芸術系の大学で一つの学科になるほどの専門（？）分野とされる一方、昨今の高度情報化社会の流れの中では、いわゆるIT業界に特有のものではなく、広くビジネス社会全般においても基本的なスキルとして、高校・大学の教育課程でも重要視されているようです。

また、日々の業務活動に、より直接的に関連する検定試験として、同じく文部科学省後援の「文書デザイン検定試験」（日本情報処理検定協会）の出題基準・内容も参考になりますので、合わせて併記させていただきます。

本稿が貴社の日々のビジネス活動における課題解決や改善・改良のご参考となれば幸いです。

参考文献：

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 検定試験センター、情報検定（J検）ホームページ、<https://jken.sgec.or.jp/index.html>、(参照 2022 年 4 月 25 日)

文部科学省後援 財団法人 専修学校教育振興会『改訂 情報デザイン試験（J検）指導手引書』,2010 年 4 月 1 日、https://jken.sgec.or.jp/information/jdesign/Jken_guidebook.pdf、(参照 2022 年 4 月 25 日)

日本情報処理検定協会、文書デザイン検定試験ホームページ、https://www.goukaku.ne.jp/test_design.html、(参照 2022 年 4 月 25 日)

Plaza-i 共通機能おさらい

平素より Plaza-i を長くご愛顧頂きありがとうございます。先日、ご無沙汰してしまっていた Plaza-i ユーザの方に Plaza-i の画面をご覧頂きながらお話していたところ、なんでこの画面はこんなにカラフルなのか？と驚かれてしまいました。Plaza-i をご自分の好みのカラーやフォントに変更できる事が皆さまに浸透していないのではと思い、ちょっとした便利機能も含め改めてこの場でご案内させていただきます。既にご存知の方はご容赦ください。

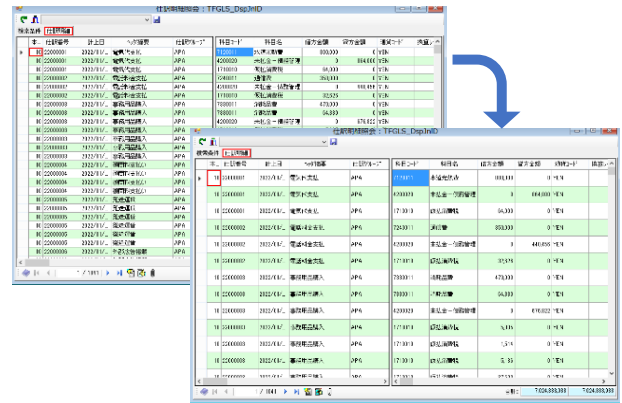
以下の機能はお使いのモジュールに関わらず共通機能です。Plaza-i 画面の背景の色を利用者の好みによって変えられます。



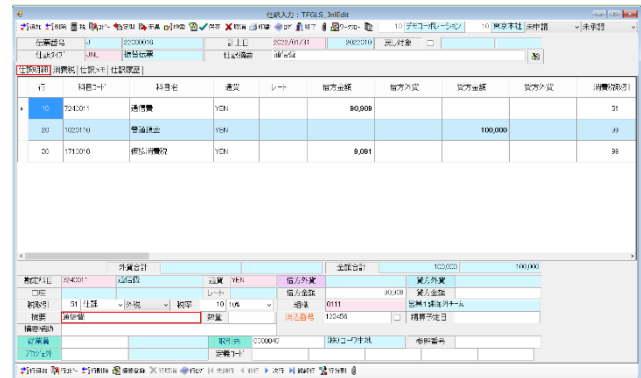
明細行の多くなりがちな照会画面では、隔行を色付けし、見やすくします。



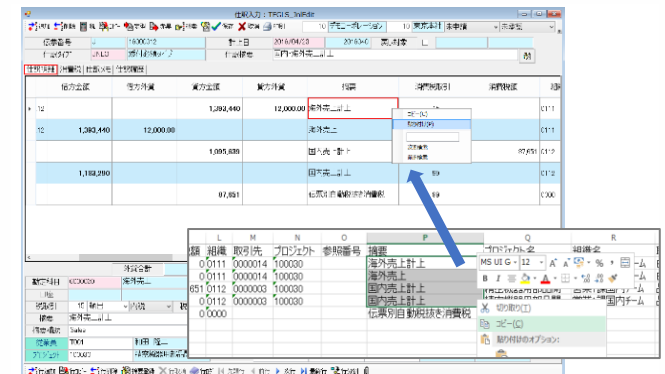
明細行の高さが狭いと感じられる方には、デフォルト値を高く設定することも右クリックで簡単に設定できます。



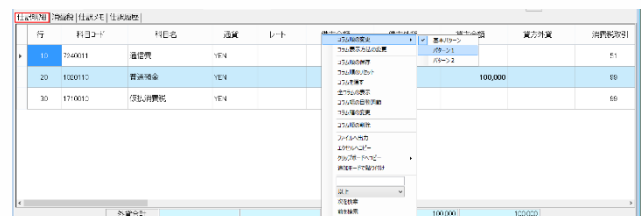
必須項目や重要な項目のボックスをハイライトしたり、項目名を赤字にして目立たせたり、現在のカーソルの位置を赤枠表示することもできます。



既に登録済の明細に対し、エクセルで作った数値や項目の値を一気にコピー＆ペーストもできます。間違った項目の一括修正、摘要や在庫識別番号の一括更新などにも便利です。



グリッド機能も少しずつ増えており、コラム順のパターンを複数設定できたりもします。



ひとつひとつは細かい機能ではありますが、毎日使うシステムですので、少しでも快適にお使いいただけるよう願っております。

操作方法等ご不明な点ありましたらカスタマーサポートサービス(support@ba-net.co.jp)までご連絡ください。

II ポモドーロ・テクニック

はじめに

コロナ禍が始まって以降、緊急事態宣言や蔓延防止措置が複数回発出されたこともあり、リモートワークを導入した企業が増えました。本記事を読んでいるお客様の中にも、自宅ですべて仕事をされている方もいるのではないのでしょうか。すでに過去の記事でも何回か言及されていますが、弊社でも2020年からリモートワークを導入しています。

自宅でも業務に集中しやすい環境を

業務を行うのに、集中しやすい環境は重要です。自宅でもオフィスでの環境に近い状態を各自で整えて仕事をされている方も多いと思います。ただし、自宅には業務と無関係な生活に必要な設備、用具も必要ですので、オフィスの環境に近づけるにしても限界があります。筆者も、自宅に書斎のような仕事に特化した部屋は用意できず、生活空間の中で仕事を行っている一人です。

そこで、環境以外に何か集中を保つ改善策はないかと模索する中で知り、現在実践しているポモドーロ・テクニックを紹介します。

ポモドーロ・テクニックとは

ポモドーロ・テクニックとは、1990年代にイタリアのフランチェスコ・シリロ氏が考案したテクニックです。作業時間を細かく分割し、間に小休憩を挟むといったもので、例えば25分間集中して作業を行い、5分間の小休憩を挟みます。これを1ポモドーロとし、4ポモドーロごとに少し長い休憩を挟みます。これを繰り返して作業を行っていきます。作業と休憩のメリハリが効くので作業に集中しやすく、小休憩を挟むことで集中力が長い間持続しやすくなります。

ちなみにポモドーロとはイタリア語でトマトを意味する単語ですが、どうやら考案者がトマト型のタイマーを利用して時間を測っていたことからこのように名付けられたようです。

ポモドーロ・テクニックを実践するには

まず、時間を測る必要があるため、タイマーが必要です。これは、ポモドーロ・テクニック向けのスマートフォンのアプリがありますので、それを利用すると良いでしょう。

また、作業を細かく分割して25分程度で終わるように分割すると実践しやすくなります。そこまで細かくできなくとも、大体2時間程度で終了させる等、大まかにでも作業を区切ることができるとよいです。

細かいルールを決めるとより効果的に

ポモドーロ・テクニックを実践するにあたって、作業中と休憩中に自分で一定のルールを設けるとよいです。筆者は以下のようなルールを設けています。

- ・長い休憩は取らず、25分作業+5分休憩のサイクルを続ける
- ・現在行っている作業が終了しないまま休憩になった場合、もうすぐ終わるのであればそのまま作業を続けてから休憩をとる
- ・小休憩中は何も考えず、可能な限り脳を休める
- ・緊急性の高くない案件は次の作業時間に対応する
- ・緊急性の高い案件が発生した場合は先にその作業を行い、終了したらタイマーをリセットして元の作業を再開する

- ・タイマーとして利用しているスマートフォンは作業時間中は裏返し、画面を見られない状態にする。(作業時間の終了はバイブレーションで認識する)

これらのルールは最初から決めていたわけではなく、試行錯誤をしながら少しずつ調整していったものです。実践の際には各自に合ったルールを少しずつ調整しながら決めていくのが良いでしょう。

おわりに

今回紹介したポモドーロ・テクニックは、比較的自分で作業をコントロールできる作業には有効です。本来、リモートワークを行うにあたって新たに仕事用の部屋、空間を用意できれば一番よいのですが、様々な事情でそのようできない場合もあります。そのような場合に次善の策として試してみる価値はあるのではないかと筆者は考えています。

II Plaza-i サービス業販売管理システムの新機能ご紹介

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

今回は、サービス業販売管理システムに新たに追加された2つの機能をご紹介します。

サービス契約の先日付取込

これまでサービス契約の承認取込は、変更適用日をシステム日が超えている場合だけ可能でしたが、V2.02.33 シリーズからシステム日より先の変更適用日であっても承認取込処理を行う事が出来る機能を追加いたしました。

例えば、お客様の都合で実際に請求書を送付するより前に速報を発行する必要があるようなケースで、契約変更の適用日が到来する前に変更後の請求書を発行したい場合に利用します。

また、どれだけ先の日付の変更まで承認取込を行って良いかも設定が可能です。ある程度タイムリーに処理を行っていますが、一部例外対応の為1週間前(7日前)まで認める、もしくは基本的に変更の登録を即時反映させたいので数百日といった単位で設定する事も可能です。

セットアップ

- ・サービス契約タイプマスター

⇒「先日付取込許可区分」を「2:手動のみ認める」または「9:認める」を指定します。

⇒「取込可能日数」に通常承認取込可能な日付の何日前から承認取込を許可するかを指定します。

サービス契約変更取消

V2.02.29 シリーズからサービス契約の直前の変更を簡易的に戻す機能を追加いたしました。

Plaza-i ではサービス契約を間違えて変更してしまった場合には、元の状態になるように再度変更を行う必要が有ります。この際、金額のような特に変更する期間が重要な項目を訂正する場合に金額や変更適用日を間違えて登録してしまい、思ったように変更を戻せないという事が有るかと思えます。

本機能を利用する事により、システムが一つ前の状態に戻すように変更を登録し承認取込までを一連の処理として行うため、入力者の方は特別意識せずに訂正が可能になりま

す。間違いを訂正しようとして何度も契約変更を承認取込してしまい、どうやって訂正すれば良いか分からなくなった場合でも、シンプルに一つ前の変更を戻すだけです。変更を行ってしまった回数分変更取消を行う事でスムーズに訂正を行う事が可能です。なお、本機能はあくまで従来の訂正処理をシステムが自動で行うという機能であり、直前の状態のログデータを保持して戻すという機能ではない事にご留意ください。

操作方法を含め詳細は、ユーザーズガイド SVC サービス業販売管理、契約（章）、サービス契約-変更（節）、サービス契約変更取消（項）をご参照下さい。また、本機能は該当のバージョンまでバージョンアップして頂けば追加セットアップは不要でご利用頂けます。

おわりに

今回ご紹介した新機能は対応バージョン以降にバージョンアップをして頂いた上でセットアップの変更が必要となる場合があります。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート窓口 (support@ba-net.co.jp) までお問合せください。

II カタカナ語の使用について

はじめに

現在の日本では、数多くのカタカナ語が使用されています。その多くは英語から取り入れられ、日々新たな言葉が使用され始めています。ビジネスの現場でも、それは例外ではなく、頻繁に使用されている場所の一つになっています。2022年の「国語に対する世論調査」で、「外来語や外国語などのカタカナ語の意味が分からずに困ることがあるか」の問いには、「よくある」と「たまにはある」を合わせて83.5%が「ある」と回答されています。それでも、私たちはなぜカタカナ語を使用するのか、その理由を考えてみたいと思います。

日本語は外来語を取り込みやすい

日本語は外来語を取り込みやすいことが考えられます。その理由として、ひとつは、外来語専用の文字とも言えるカタカナの存在があります。そのために、名詞は原語の発音に近いカタカナを充てるだけで取り入れることができます。さらに、カタカナに変換した後、動詞は「する」を、形容詞は「な」をつけるだけで日本語の一部として使用が可能です。このようなことができる言語ばかりではないでしょう。これは、カタカナ語が多く使われる理由の1つになっているでしょう。

使用者からみたカタカナ語を使用する理由

では、私たちはどういうときにカタカナ語を利用するのでしょうか。以下の理由が考えられます。

- ① 従来語がなく、カタカナ語でなければ表せないから
 - ② 従来語はあるが、カタカナ語の方が使いやすいから
 - ③ 新鮮さや格好良いなどの表現イメージのため
- ①としては、クラウドやソフトウェアなどのIT等の専門用語がこれに当てはまります。これは、言い換え語を作成しない限りは、カタカナ語を利用するほかありません。③は、広告・宣伝などのイメージを重視する場では意図して多く使われるでしょう。②についてもう少し考えると、さらに以下のようなパターンが考えられます。

A. カタカナ語の方が意味が狭く、明確に意味が伝わるため

B. カタカナ語の方が意味が広く、汎用的に利用できるため

Aの例として、「リスク」があります。従来語では「予定変更」ですが、内容・日時両方の意味を持つため、「日時」に絞るため使用していると考えられます。Bの例としては「コスト」です。従来語の「費用」では、金銭面に限定されるため、その他の必要な時間、労力等も含めて「コスト」を使用することもあります。日頃使っている言葉について、理由を考えてみると、多くがBを理由としているように感じます。私たちは、婉曲的な表現を好み、意味や使用場面が限定され過ぎないカタカナ語を積極的に使用してしまうのではないのでしょうか。

日本語は日々変化している

言葉は日々変化しています。婉曲的な表現や新鮮さを求め、私たちはカタカナ語を日本語に取り入れます。その内、一部のカタカナ語は使用されなくなります。使用され続けるカタカナ語は、日本語への定着の過程で原語にないニュアンスが付き、意味が限定化されるのではないかと筆者は考えます。そして新たなカタカナ語を取り入れます。近年、頻繁に使用された「クラスター」は、集団という意でカタカナ語として取り入れられ、現在は感染者集団というニュアンスが付いており、この過程にあります。この例は非常に急速な変化ですが、通常は時間を掛けて変化が起これでしょう。

最後に

「カタカナ語の意味が分からずに困る」ことについては、対策・配慮の必要性を感じます。言語の変化に対する戸惑いも小さくはないでしょう。その一方で、外部のものを取り込みやすいことは、言語・文化としての長所とも思えます。カタカナ語に限らず、日本語の変化を肯定的にとらえる気持ちも持ちたいものです。

参考：沖森卓也、阿久津智編著『ことばの借用』（2015年朝倉書店）

II Plaza-i 最新バージョン情報

2022年5月20日時点の最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

- ・ Plaza-i.NET V2.03.04.02

II 時価算定基準の導入について

はじめに

「時価の算定に関する会計基準」(以下「時価算定基準」という)は、2021年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用されています。同基準は、IFRS13号「公正価値測定」の定めを取り込んだものであるため、用語や表現方法にわかりづらいつ点があります。そこで本稿では、時価算定基準の概要を解説した上で、従来からの変更点を一部紹介します。

導入の背景

国際的な基準では、時価算定について、どのように公正価値(時価)を算定するのか「算定方法」に関する詳細な定めが既にありました。一方、日本では、金融商品会計基準等により時価の算定自体は求められていたものの、「算定方法」に関する詳細な定めがありませんでした。そのため、従来からの会計慣行や実務を参考に時価の算定を行っていました。しかし、このような状況下では国内外の財務諸表の比較可能性を確保することができないため、時価算定基準が導入されることとなりました。

制度の概要

■適用範囲

主な適用範囲は以下の2つとなります。

- ① 金融商品会計基準における金融商品
- ② 棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

■時価の定義

時価算定基準では、「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう」と定義しています。

市場の取引価格をベースとしている点では金融商品会計基準と同様ですが、時価算定基準では、「資産負債を清算した場合の価格」と算定方法を限定している点に特徴があります。

■時価算定の評価技法

時価算定基準では、「十分なデータが利用できる評価技法を用いる」とされています。その評価技法は大きく以下の3つとなります。

- ① マーケット・アプローチ
同一または類似の資産・負債の市場取引から生み出される価格を用いて評価する方法
- ② インカム・アプローチ
将来得られる利益やキャッシュ・フロー等を現在価値に割り引いて評価する方法
- ③ コスト・アプローチ
資産を再調達するために現時点で必要となる金額に基づいて評価する方法

評価技法によって使用するデータが異なりますので、事前に入手できるデータを把握しておくことが重要となります。

■時価算定に用いる仮定

時価を算定する際に用いる仮定のことを「インプット」といいます。具体的には、上記評価技法を用いて時価を算定

する際に使用する材料のことであり、株価や金利、将来CFなどがその代表例になります。時価算定基準では、インプットの観察可能性等を考慮して以下のように分類していません。

① レベル1のインプット

時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないインプット

② レベル2のインプット

資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプット

③ レベル3のインプット

資産又は負債について観察できないインプット

■時価算定

分類したインプットと選択した評価技法を用いて時価を算定します。算定した時価について、時価算定基準では「時価の算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する」ことを求めています。なお、「重要な影響を与える」インプットの判断基準に画一的な方法はありませんが、例えば、インプットの変化に対する時価の変化の程度を分析して(感応度分析)、変化量の大きいインプットを重要な影響を与えるインプットと判断する方法があります。

■開示

評価技法やインプットの内容、時価のレベルごとの内訳残高は注記の対象となります。

留意点

① その他有価証券の決算時の時価

従前は、継続適用を条件として期末日前1カ月の市場価格の単純平均に基づいて算定された価額を用いることが認められていました。しかし、時価算定基準における時価の定義は、上述のとおり「算定日における」価格としていますので、今後は認められなくなりました。

② 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

従前は、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は取得原価等で評価することが認められていました。しかし、時価算定基準では、入手できる最善の情報をもとに時価を算定することを求めていますので、今後は認められなくなりました。ただし、市場価格のない株式等については、引き続き取得原価等で評価することが認められています。

おわりに

各企業の所有する金融商品によっては、時価算定が複雑になり、開示内容の作成にも一定の工数を要することが想定されます。その場合は、早期適用会社やIFRS適用会社等の他社事例が参考になりますので適宜ご参照ください。

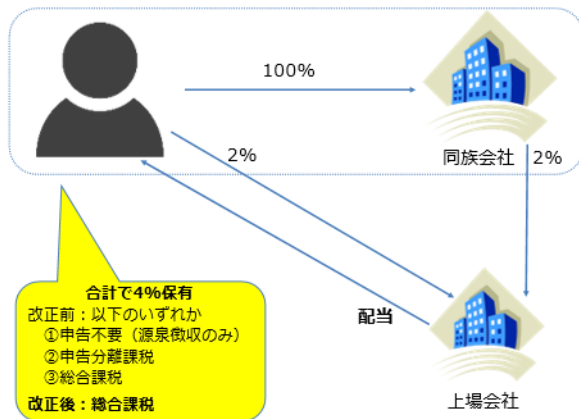
II 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し

1. 改正の概要

令和4年度税制改正により、上場株式等に係る配当所得等に関して、株式等保有割合が3%以上である大口株主等の判定について変更がありました。配当の支払いを受ける個人を判定の基礎となる株主として選定する場合に同族会社（注）に該当する法人が保有する株式等も含めて行うこととされました。同族会社の株式もしくは出資を1株（口）でも所有していれば、同族会社の保有株式全てを合算して判定することになります。この判定により株式等保有割合が3%以上となった場合の個人における配当所得等の課税方式は総合課税となります。

また、上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、基準日において株式等保有割合が1%以上となる対象者に係る一定の事項を記載した報告書を、税務署長に提出しなければならないこととされました。

（注）同族会社とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く）の3人以下並びにこれらと同族関係者の有する株式の数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合や、その会社の議決権の50%超を有する場合等におけるその会社をいいます。



2. 上場株式等に係る配当所得等の課税方式

(1) 株式等保有割合が3%未満の個人

個人における株式等保有割合に、その個人が株主等である同族会社の株式等保有割合を含めた保有割合が3%未満の者の上場株式等に係る配当所得等については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%＋地方税5%）の源泉徴収がされた上で、以下のいずれかから選択することができます。

① 総合課税

配当所得について各種所得（給与所得や不動産所得など）の金額と合計して所得税額を計算します。税率は以下の図の通りで、配当控除の適用が可能です。

課税される所得金額	税率(配当控除後の 正味税率)(注)
1,000円から1,949,000円まで	7.2%
1,950,000円から3,299,000円まで	7.2%
3,300,000円から6,949,000円まで	17.41%
6,950,000円から8,999,000円まで	20.473%
9,000,000円から10,000,000円まで	30.683%
10,000,000円から17,999,000円まで	37.188%
18,000,000円から39,999,000円まで	44.335%
40,000,000円以上	49.44%

(注)復興特別所得税及び住民税の税率を含む

② 申告分離課税

各種所得の金額と合計せずに20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%＋地方税5%）の税率で所得税額を計算（配当控除の適用不可）します。また、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

③ 申告不要

20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%＋地方税5%）の源泉徴収のみで課税が完了します。

(2) 株式等保有割合が3%以上の個人

20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ。地方税なし）の源泉徴収がされた上で総合課税（計算方法は（1）①と同様）となります。申告分離課税、申告不要は選択不可となります。

3. 報告書の提出

上場株式等に係る配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

4. 適用時期

上記2については令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当所得等から、上記3については令和5年10月1日以後に支払うべき配当から適用されます。

5. おわりに

改正前においては上場株式等に係る配当所得等について申告分離課税や申告不要を選択できた個人であっても、同族会社が保有している株式等保有割合を含めた結果総合課税となり、納税額が増加する可能性があります。

資産管理会社等を用いて上場株式等を保有されている場合は保有割合の判定や所得税額の計算方法について十分な留意が必要です。